

令和元年8月30日
午前8時30分解禁

報道関係者各位

令和元年8月29日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 奥谷 眞児
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を改正します。

- 10月1日から時間額851円に -

- 1 岐阜労働局長（畑 俊一）は、本年10月1日から岐阜県最低賃金を、時間額825円から851円（引上げ額26円、引上げ率3.15%）に引き上げることとしました。
 - 2 引上げ額、引上げ率ともに、時給で決まるようになった平成14年度以降では最高となります。
 - 3 岐阜県内の全事業場（約6万8千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約76万3千人）に適用されるもので、改定による影響率（ ）は17.0%、5万4千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる見込みです。
 - 4 岐阜労働局では、自治体広報紙等への掲載、ポスターの各所への掲示、リーフレットの配布などにより、助成金制度も含めて周知広報を行います。
- （ ）「影響率」とは、6月に実施した「最低賃金実態調査」（対象：製造業99人以下、非製造業29人以下の事業場）における改定後の最低賃金額（851円）未満の労働者の割合（推計値）です。

添付資料 岐阜県最低賃金の推移